

九頭竜川流域委員会 準備会議からの 答申について

九頭竜川流域委員会準備会議からの答申について

九頭竜川流域委員会準備会議

1) 目的

九頭竜川流域委員会準備会議(以下、「準備会議」という)は、国土交通省近畿地方整備局長(以下「局長」という。)及び福井県知事(以下「知事」という。)の共同による諮問を受け、流域委員会のあり方について審議を行い、提言を行うものである。

2) 設置

準備会議は局長と知事が共同で設置する。

3) 役割

準備会議は流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行う。
また流域委員会の公開方法及び運営方針について局長及び知事に提言を行う。

4) 運営及び公開

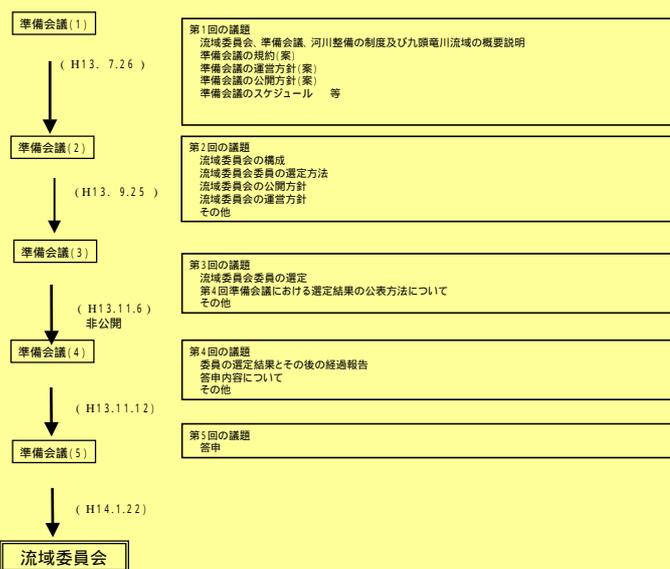
準備会議の運営方針及び公開方針については、準備会議で決定する。

準備会議委員

氏名	専門	役職名	備考
いけぶち しゅういち 池淵 周一	水文学・水資源工学	京都大学防災研究所付属 水資源研究センター長	
かわかみ けんせい 川上 賢正	法律	福井弁護士会会長	
こじま しんぺい 児嶋 眞平	有機合成化学	福井大学学長	
もりした いくこ 森下 郁子	淡水生物	(社)淡水生物研究所所長	

(50音順、敬称略)

準備会議における審議経過



平成 14 年 1 月 22 日

近畿地方整備局長
鈴木 藤一郎 殿
福井県知事
栗田 幸雄 殿

九頭竜川流域委員会準備会議
議長 池淵 周一 印

九頭竜川流域委員会のあり方について（答申）

平成 13 年 7 月 26 日、九頭竜川流域委員会準備会議に諮問された九頭竜川流域委員会のあり方について、準備会議において慎重に審議した結果を別紙のとおりまとめたので答申します。

九頭竜川流域委員会のあり方について

答 申

平成14年1月22日

九頭竜川流域委員会準備会議

目 次

はじめに	1
. 委員会の構成について.....	2
. 委員会規約の骨子（案）	2
参考：九頭竜川流域委員会準備会議の経緯について	
参考1 答申策定経過及び審議骨子.....	7
参考2 九頭竜川流域委員会準備会議規約	16
参考3 委員の選定について.....	18
参考4 九頭竜川流域委員会準備会議資料.....	19
・ 第1回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第2回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第3回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第4回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第5回九頭竜川流域委員会準備会議資料	

はじめに

平成9年度の河川法の改正に伴い、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となる事項（河川整備基本方針）と、今後20年～30年間の具体的な河川整備内容に関する事項（河川整備計画）を策定することとなり、後者は必要に応じて学識経験を有する者の意見を聴くとともに、公聴会等により地域住民の意見を反映する手続きを導入することとなった。

これを受けて、国土交通省近畿地方整備局長（以下「局長」という。）及び福井県知事（以下「知事」という。）は、九頭竜川水系の河川整備計画を策定するために、九頭竜川水系の河川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的に九頭竜川流域委員会（以下「委員会」という。）の設置を画している。

これに先立ちこの委員会の透明性・公平性等を確保するため、局長及び知事は、第三者による「九頭竜川流域委員会準備会議」（以下「準備会議」という。）を設置し、平成13年7月26日、九頭竜川水系にふさわしい構成・メンバー等委員会のあり方について準備会議に諮問した。

本答申は、別紙規約に基づいて開催された準備会議において、今後設置される委員会のあり方について慎重に審議した結果である。

近畿地方整備局及び福井県においては、本答申を踏まえ、委員会を設置された。

．委員会の構成について

- ・ 委員会は、総会のみで構成する。
- ・ 委員会の委員は別表 - 1 に記載する 22 名とする。
- ・ なお、必要に応じて部会を設けることとし、部会委員の選定及び部会の運営方針については、委員会の決定に委ねる。

．委員会規約の骨子（案）

委員会のあり方について準備会議で審議を行った結果を、「委員会規約の骨子（案）」としてとりまとめた。なお、委員会の運営については、本来委員会で決定すべきものであり、委員会設立後、本骨子(案)を基に規約を決定されたい。

（名称）

- ・ 本会は、「九頭竜川流域委員会」（以下「委員会」という。）という。

（設置）

- ・ 委員会は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第十六条の二第 3 項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「局長」という。）及び福井県知事（以下「知事」という。）が設置する。

（目的）

- ・ 委員会は、九頭竜川水系の河川整備計画の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることが目的とする。

（委員会）

- ・ 委員会は、総会のみで構成する。
- ・ 委員会において部会が必要と認めるときは部会を設けることができる。
- ・ 委員会の委員は別表 - 1 のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。
- ・ 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように局長及び知事に要請することができる。
- ・ 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- ・ 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・ 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

- ・委員長は、委員会を招集し、開催する。
- ・委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
- ・委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
- ・委員会は、委員会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。

(部会)

- ・委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。
- ・部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
- ・部会委員は、委員会において選定する。
- ・部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

(河川管理者)

- ・近畿地方整備局及び福井県は、委員長の了解を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。
- ・近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

(委員会の公開)

- ・委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙「委員会の公開方針(案)」によるものとする。

(庶務)

- ・委員会の庶務は、近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、委員会の指示により、以下に示す庶務をとり行う。
 - ・会議資料の作成
 - ・議事録の作成
 - ・会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

- ・本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

(雑則)

- ・本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

別表 - 1 委員会委員

専門分野	人数	氏名	専門分野の細目	備考
治水	4人	池淵 周一	水文学・水資源工学等	
		酒井 與郎	地域の特性に詳しい	一般公募
		角 哲也	ダム工学・水工水理学等	
		福原 輝幸	地下水理学・エネルギー資源工学等	
利水	4人	菊澤 正裕	農業工学	
		清水 賢涼	水道原水	
		中田 忠則	漁業	
		吉田 公一郎	水力発電	
環境	7人	上木 泰男	鳥類	
		岡 敏弘	環境経済学	
		奥村 充司	環境都市工学	
		森下 郁子	河川環境全般	
		山内 フミ子	リサイクル・地域活動	
		米村 輝子	地域の特性に詳しい	一般公募
		渡辺 定路	植物	
人文	7人	上杉 京子	地域活動	
		川上 賢正	法律	
		田中 保士	親水・交流活動等	
		土山 弥一郎	マスコミ	
		中廣 明子	青少年教育	
		藤田 武志	地域の特性に詳しい	一般公募
		三谷 政敏	地域の特性に詳しい	一般公募

敬称略。

分野毎の氏名の降順は、五十音順。

一般公募による委員の専門分野の細目は、「地域の特性に詳しい」とした。

専門分野の細目については、今後、わかりやすい表現とするよう、それぞれの委員と調整を行う。

委員会の公開方針（案）

委員会の公開方針（案）を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

（１）傍聴対象者

- ・傍聴対象者は原則的に制限しないこととし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・傍聴者が入りきれない場合に、会場外でTVモニター等による傍聴が可能になるように努める。

（２）会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、記者クラブに対する情報提供と、福井工事事務所・福井県等のホームページ及び福井県や流域内市町村の広報紙への掲載により行い、有料広告については行わない。
- ・流域内市町村の広報紙による開催案内については、庶務から流域内市町村に対して記事掲載のお願いを行い、掲載するか否かについては各々の流域内市町村の判断に委ねる。

（３）会議資料等の公開

- ・会議資料については、原則的に公開する。
- ・議事の詳録の作成は行うが、公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開する。なお、詳録の閲覧の希望があった場合には、その希望に応じる。
- ・公開する場合の方法については、委員会のホームページを開設して掲載するとともにニュースレターを作成し、配布する。
- ・会議資料は、近畿地方整備局や福井県及びこれらの関係機関において、供覧・貸出を行うほか、ホームページを通して閲覧できるようにする。会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。

（４）記者会見

- ・委員会終了後の記者会見は行わない（ただし、委員長が必要と認めるときはこれを行う。）。
- ・記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。

(5) その他

一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない(なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては委員長の判断に委ねる。)